



平成25年5月17日  
内閣府沖縄担当部局

## 特定駐留軍用地の指定について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づき、下記の区域を特定駐留軍用地として指定した旨、本日の官報告示により公示しましたのでお知らせいたします。

### 記

- ・キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区、施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域、ロウワー・プラザ住宅地区並びにインダストリアル・コリドー及びその南側部分に隣接する区域の各区域

(注) キャンプ瑞慶覧については、平成18年5月1日の「再編の実施のための日米ロードマップ」において、「部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合」とされ、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表においてもその点は再確認されていたところ、平成25年4月5日発表の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、その具体的な返還の区域が特定されたため、今回指定するものです。

## 《参考》 特定駐留軍用地の指定

返還予定の駐留軍用地の大部分は民有地であり、国・公有地が極めて少なく、広大な駐留軍用地跡地の利用を迅速かつ円滑に進めるために、平成24年4月に施行された跡地利用特措法において、駐留軍用地内の土地の先行取得制度が創設された。

跡地利用特措法では、

- ① 内閣総理大臣が指定した駐留軍用地（特定駐留軍用地）であること
- ② 沖縄県や駐留軍用地が所在する市町村が道路などの事業実施の見通しを立てていること

などの条件を満たした場合に、沖縄県や市町村が、公共用地として土地を取得することができ、今回は、①の特定駐留軍用地の指定を行うもの。

(連絡先) 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付  
担当：杉浦、上原  
電話： 03-3581-9725  
FAX : 03-3581-9761